

## 公用車等(砂利採取事業用)の売却説明書

### 1. 入札物件

	車名 形式・排気量等	年式 走行距離または使用時間(10月末日現在)
1	日野・ダンプ U-FS2FAD・17,230cc	平成4年式 203,444km 車検切れ
2	三菱・ダンプ U-FV419JD・17,730cc	平成5年式 315,877km 車検切れ
3	日立・バックホウ ZX200	平成14年式 5,747時間
4	日立・バックホウ UH025-7	年式不明 3,992時間
5	小松・バックホウ PC60-6	年式不明 8,996時間
6	三菱・トラクターショベル 955L	年式不明 4,695時間
7	三菱・タイヤショベル 950G	平成14年式 12,028時間

### 2.入札の方法

一般競争入札(せり売りではありませんので、ご注意ください。)

尚、郵送又は電信による入札は、認めません。

### 3.入札物件公開の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
平成21年12月18日(金) 平成21年12月19日(土)	両日ともに 午前11時から正午まで 午後2時から3時まで	田辺市中辺路町真砂字門谷300番地 田辺市砂利プラント内

#### 4.入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成 22 年 1 月 8 日(金) 午前 11 時
- (2) 場 所 職業訓練センター 3 階 セミナールーム

#### 5.入札に参加できない方

次の方は入札に参加することができません。

- (1) 未成年者
- (2) 被成年後見人
- (3) 被保佐人
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項に規定する者

(注)この条文は、本入札説明書末尾に記載してあります。

#### 6.入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金は入札金額の 10%以上とする。

#### 7.付帯事項

- (1) 1 及び 2 の車検切ダンプについては、田辺市において一時抹消の手続きを行っておきますので、再登録される方は、必要書類を提出願います。  
また、これらの車両の移送には仮ナンバーが必要となります。移送中の事故等については、田辺市は一切責任を持ってませんので十分注意してください。
- (2) 入札物件の落札者への引渡しは現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は、一切いたしません。

#### 8.入札の手順

- (1) 持参物

##### 個人として購入希望の場合

- ・ 入札書及び封筒
- ・ 誓約書
- ・ 委任状(代理人が入札する場合)
- ・ 即日契約となるため契約保証金(入札金額の100分の10以上の現金)
- ・ 購入希望者の運転免許証、健康保険証等本人の住所及び氏名等を確認できるもの(代理人の場合は、購入希望者及び代理人の上記書類のコピーをご持参ください)
- ・ 印鑑(購入予定者及び代理人の印鑑。尚、ゴム製のものは不可)
- ・ 筆記用具(鉛筆不可)

#### 法人として購入希望の場合

- ・ 入札書及び封筒
- ・ 誓約書
- ・ 委任状(法人代表者以外の方が代理で入札する場合)
- ・ 即日契約となるため契約保証金(入札金額の100分の10以上の現金)
- ・ 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書のコピー  
(代理人の場合は、代理人の本人確認ができる書類のコピーをご持参ください)
- ・ 法人代表者印鑑(代理人の場合は代理人の印鑑。尚、ゴム製のものは不可)
- ・ 筆記用具(鉛筆不可)

#### (2) 落札者の決定

- ア 予定価格を上回る入札金額のうち、最高価格を提示された方を落札者とします。  
(予定価格とは、市の売却希望価格のことです。)
- イ 予定価格を上回る入札金額が無かった場合は、引続き再度入札を行います。  
入札は、最高3回まで行いますので、ご準備願います。  
ただし、入札参加希望者が1人しかいない場合は、再度入札は実施しません。
- ウ 落札者となるべき価格と同額の入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定します。
- エ 落札結果(落札者名、落札金額等)は、入札後に一般公開予定ですので、ご了承ください。

#### (3) その他の留意事項

- ア 入札開始時刻までに入札場所に参集されなかった方は、入札に参加することはできません。
- イ 入札金額は、算用数字を使用してください。
- ウ 入札書には、記名押印をしてください。
- エ 入札金額は、明確に記入するものとし、これを訂正することはできません。
- オ 再入札以降において、前回最高金額と同額又は下回った金額を記入することはできません。
- カ 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状(受任者の意思が明確であるものに限る。)を提出してください。
- キ 入札手続については、この入札説明書に記載の外は、地方自治法施行令、田辺市契約規則(平成17年5月1日田辺市規則第44号)に定める規定に基づき執行いたします。

### 9.契約締結及び契約代金納付の時期

落札後即日契約(収入印紙は必要ありません)

落札の日から7日以内に契約保証金との差額を全額納付してください。

## 10.現物引渡しまでの流れ

### 入札説明書の交付

12月1日(火)から1月7日(木)まで本庁計画課及び各行政局総務課で交付

### 対象車両の公開

12月18日(金)・12月19日(土)

### 入札

1月8日(金)午前11時  
職業訓練センター3階 セミナールーム

### 落札 即日契約

契約書交付  
契約保証金納付(入札金額の10%以上)

### 売却の納付

1月15日(金)までに契約保証金との差額を納付

### 車両の引渡し

全額納付を確認の上で引渡し  
1及び2のダンプについては一時抹消登録証明書と譲渡証明書を  
お渡しします。

### 名義変更等の手続き

1及び2については、落札者が車検・名義変更・自賠責保険の手続き等を行う。(諸経費は落札者の負担です。)

## 11.お問い合わせ先

〒646-8545

和歌山県田辺市新屋敷町1番地

田辺市役所建設部計画課計画係

電話 0739-22-5300 (内線2503)

(直通) 0739-26-9937

**(参考) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項**

- 2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
1. 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  2. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  3. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  4. 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  5. 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
  6. 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者